

広報いばせき

ロール紙・洗車タオルは組合へ

令和8年度第1号

廃タイヤ・廃バッテリー組合へ

令和8年6月26日発行

《令和8年度当初予算 過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業 申請開始！》 (予算額:約4.7億円)

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業とは、「石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保」を目的に、揮発油販売業者等が行う下記の工事にかかる費用の一部を補助する事業です。

○申請受付期間：令和8年6月26日（金）～7月24日（金）石油組合必着

○受付期間中であっても予算消化時点で受付終了となります。

○実績報告締切日：令和9年2月8日（月）石油組合必着

補助率：①は中小企業等：2/3 ②及び③は中小企業等の過疎地域2/3、過疎地域① 3/4

※過疎地域（日立・高萩市・大子町・常陸太田市（水府村、里美村）・常陸大宮市（御前山村、山方町、美和村、緒川村）・城里町（七会村、桂村）・潮来市（牛堀町）・行方市・かすみがうら市（霞ヶ浦町）・稲敷市・桜川市・河内町・利根町）

工事種類	対象設備	補助対象項目	補助対象経費上限
①漏えい防止工事 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに腐食のおそれが高い、特に高い地下タンク	内面ライニング施工工事	対象設備により変わります	1SS 1,000万円
	電気防食システム設置工事	ので、ホームページをご確認ください。	1SS 500万円
	精密油面計設置工事費		1SS 300万円
	SIR設置工事		1SS 300万円
②地下タンク効率化等工事 (過疎地域限定) インフラ確保の為、既設のタンクより容量の少ないタンク・配管を設置し効率化を図る工事	地下埋設タンク	共通仮設費等費、解体工事、給油設備・部品等、給油設備工事、設計・申請手続費（消防納付金）	2,000万円
	地上タンク		3,000万円
③簡易計量機設置工事 (過疎地域限定) 過疎地域に所在するSSの使用しなくなる地下タンクを廃止又は休止し、新たに簡易計量機を設置する工事	簡易計量機（タンクローリー・ドラム缶） ※タンクローリー・ドラム缶については、簡易計量機設置に伴い購入するものに限る	・簡易計量機購入費、設置費、消防納付金、タンクローリー本体購入費、ドラム缶購入費	2,000万円

※地下埋設物撤去工事、ベーパー回収設備設置事業、泡消火設備設置工事（新規）は7月上旬の申請開始となりますので、石油協会のHPにてご確認ください。

《令和8年度当初予算 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備補助事業申請開始！》 (予算額:約2.7億円)

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業とは、災害時における石油製品の安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う下記の工事にかかる費用の一部を補助する事業です。

○申請受付期間：令和8年6月26日（金）～7月24日（金）石油組合必着

○受付期間中であっても予算消化時点で受付終了となります。

○実績報告締切日：令和9年2月8日（月）石油組合必着

※過疎地域①については（一社）全国石油協会のHPにて確認ください。

工事種類	申請要件	補助対象項目	補助率	補助対象経費上限
①地下埋設物等の入換工事 ※配管のみの入れ換えは対象外	品確法に登録された揮発油販売業者が運営又は所有している給油所の、既設の地下タンク・地下配管を二重殻タンク・樹脂製配管等に入換える工事	共通仮設等費、解体工事、給油設備・部品等、給油設備工事、設計・申請手続費（消防納付金）	中小企業等（過疎地域①3/4、過疎地域①以外2/3）非中小企業（全ての地域1/4）	5,085万円
②自家発電設備の入換事業 ※1施設1台のみ	配送用ローリーを所有し、災害時配送体制がある事・1基10KL以上又は2基以上20KL以上の燃料貯蔵タンクを所有している油槽所の所有者であり運営する揮発油販売業者又は石油販売業者	本体購入費、設置工事費、試験調整費、消防申請手続費（消防納付金）、既存機器撤去・処分費	10/10	補助金上限額 600万円

※詳細につきましては、（一社）全国石油協会のホームページをご覧ください。